平成２８年（フ）第８４２号
千葉県市川市湊２番４号　（サンビームコーポ104号）
債務者　中林　稚晶（旧姓小野塚）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７８号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番11棟404号
債務者　石川　和義
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
名古屋市緑区徳重４丁目105番地
債務者　平田　美幸（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６７号
愛知県津島市薬師町39番地12
債務者　柴田　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地４　豊山第２住宅５Ｆ９
債務者　山本　憲司
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９号
高知市薊野西町１丁目21番22号　サンパレス201
債務者　筒井　仁詩
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８５号
高知市十津５丁目２－１　三里十津南市営住宅８号棟227号、住民票上の住所高知市竹島町30番地12　ケイコ美容室内
債務者　谷本　憲昭
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９０号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｒ６－305号
債務者　松並麻美子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５３４号
大阪市北区本庄東３丁目９番13号　レジデンス旭　701号室
債務者　長谷川泰之
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６２号
大阪市浪速区恵美須東２丁目５番９－1303号
債務者　足立　広子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６７号
大阪府大東市深野４丁目５番28号
債務者　大山実姫こと　趙　　実姫
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７６号
大阪市城東区古市２丁目５番１－211号
債務者　嶋岡　　博
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１３号
大阪市西区本田３丁目２番16号８Ａ
債務者　山西　智彦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１９号
大阪市住吉区苅田４丁目８番２－504号、前住所京都市西京区大枝北福西町四丁目１番地１　９棟401号
債務者　阿部　一廣
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５５号
大阪府東大阪市下小阪５丁目11番13号　レジデンスやまびこ　407号
債務者　松原　泰信
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
債務者　宮崎　　修
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２５号
大阪市城東区古市１丁目５番１－212号
債務者　平　　好美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３号
函館市深堀町32番５－206号
債務者　木村　友綾
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
函館地方裁判所